

資格★合格ワレアル

【令和 8 年度司法書士試験 午後の部第37問 解答例】

第 1 欄

会社法人等番号

第 2 欄

【登記の事由】
目的変更
代表取締役の変更
代表取締役の住所変更

【登記すべき事項】
令和 8 年 3 月 2 3 日変更
目的 (1) セミナーの企画及び実施
(2) 経営コンサルティング
(3) 前各号に附帯する一切の事業
同日就任
茨城県下妻市下妻 1 0 0 番地
代表取締役 D
令和 8 年 3 月 2 5 日代表取締役 A の住所移転
住所 茨城県土浦市土浦一丁目 1 番 1 号

【登録免許税額】
金 6 万円

【添付書面の名称及び通数】	
定款	1 通
株主総会議事録	1 通
株主リスト	1 通
就任承諾書	1 通
印鑑証明書	1 通
委任状	1 通

第 3 欄

【株主の指名又は名称及び議決権数】
A 5 5 0 個
F 2 0 0 個

第4欄

【登記の事由】

株式無償割当て

支店移転

取締役、代表取締役及び監査役の変更

取締役会設置会社の定めの廃止

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの廃止

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定

新株予約権の行使期間満了

【登記すべき事項】

令和8年6月19日変更

発行済株式の総数 1890株

令和8年6月27日埼玉県春日部市春日部一丁目1番1号の支店移転

支店 埼玉県所沢市所沢一丁目1番1号

令和8年6月29日次の者任期満了により退任

取締役A、同B、同C、監査役J

同日代表取締役A資格喪失により退任

同日次の者就任

取締役E、監査役K

同日取締役会設置会社の定め廃止

同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの廃止

同日設定

監査役の会社に対する責任の免除に関する規定

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の決定によって、同法第423条第1項の規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

令和8年7月1日第1回新株予約権の行使期間満了

【登録免許税額】

金12万円

(つづき)

【添付書面の名称及び通数】	
株主総会議事録	1 通
株主リスト	1 通
取締役会議事録	2 通
就任承諾書	2 通
印鑑証明書	1 通
本人確認証明書	1 通
委任状	1 通

第5欄

【株主の指名又は名称及び議決権数】	
A	1 0 0 0 個
H	2 6 0 個

第6欄

【登記することができない事項】	
1	資本金の額の減少
2	新株予約権の消却
【理由】	
1	資本金の額の減少の公告は官報公告による必要がある。しかし、当会社の公告は日刊商業新聞によってなされており、有効に公告がなされているとは言えない。したがって、資本金の額の減少は有効に成立しているとは言えず、登記することはできない。
2	取締役会の決議を書面決議（みなし決議）とするためにはその旨の定款の定めが必要となる。しかし当会社の定款にその旨の定めは存在しない。したがって、新株予約権の消却は有効に決議されているとは言えず、登記することはできない。

※7/6（月）15：00 現在の解答です。今後、変更する場合もありますので、最新の解答は当校 Web サイトをご覧ください。

※この解答はクレアールが作成したものです。無断複写・複製を禁止いたします。